

特定公益増進法人とは

公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人にのみに認可されるものです。特定公益増進法人に対する寄付については、個人と法人とで異なりますが、その寄付に対して免税範囲を拡大するという税制上の優遇措置が得られます。(当財団は平成11年8月に認可を受け、以降2年毎の更新認可を文部科学省より受けており、数多くある医学会で唯一の特定公益増進法人です。)

賛助費納入のお礼

平成18年度賛助費納入件数 328件

18年度も多くの賛助費を納入いただき皆様のご理解とご支援に深謝いたします。今後とも引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。

賛助員の募集について

SPIOでは、毎年一口2万円以上の寄付をいただく方を賛助員、一時に40万円以上の寄付をいただく方を特別賛助員としています。なお、納入いただいた賛助金に対しては免税措置が取られます。

賛助員にはとりたてて特典はありませんがSPIOの活動を支え、将来を担う研究者の育成を援助し、日本及び世界の耳鼻咽喉科学の発展に貢献しているという自負をお持ち頂くことができます。SPIOの活動の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方に賛助員になって頂きたいと願っています。

賛助員の加入につきましては事務局までお問い合わせください。賛助員加入申込書をお送りします。あるいは申込書をホームページからダウンロードしてご利用ください。(http://www.spio.or.jp)

加入申込書送付先及び問合せ先

〒113-0033

東京都文京区本郷3-4-5 ハイムお茶の水805

財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会

TEL:03-5684-3707 FAX:03-5684-3708

払込方法

(郵便振替)

口座番号 00150-1-7772753

加入者名 財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会

(銀行振込)

銀行名 三菱東京UFJ銀行 麹町支店

口座番号 100145 (普通)

口座名 財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会

税制上の優遇措置

所得税については、寄付金から5千円を差し引いた金額が寄付者の年間所得から控除されます(寄付金控除)。年間所得の30%が限度額です。この場合は確定申告が必要です。当財団が発行する領収書を添付して税務署に申告してください。(所得税法施行令第217条第1項第3号)

法人税については、事業所得の算出の際、一定の限度額の範囲内で、損金として算入することができます。限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。(法人税法施行令第77条第1項第3号)

平成18年度国際学術会議等への助成

第9回 日本・台湾耳鼻咽喉科・頭頸部外科学会議

第25回 バラニー学会

第12回 日韓耳鼻咽喉科・頭頸部外科学会

国際ミニシンポジウム(International Mini Symposium on Auditory and Vestibular Neuropathy)

第66回 日本めまい平衡医学会総会・学術講演会

第107回 日本耳鼻咽喉科学会宿題報告

第24回 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会

第18回 日本喉頭科学会総会・学術講演会

第1回 日本小児耳鼻咽喉科学会

第19回 日本口腔・咽頭学会

第36回 日本耳鼻咽喉科感染症研究会・第30回 日本医用エアロゾル研究会

第58回 日本気管食道科学会総会・学術講演会

第51回 日本聴覚医学会

第45回 日本鼻科学会総会・学術講演会

第16回 日本耳科学会総会学術講演会

第108回 日本耳鼻咽喉科学会宿題報告

第17回 ALS/MND国際シンポジウム [筋萎縮性側索硬化症]

第46回 日本鼻科学会総会・学術講演会

第51回 日本音声言語医学会

第19回 日本喉頭科学会

第17回 日本気管食道科学会認定気管食道科専門医大会

第108回 日本耳鼻咽喉科学会総会・学術講演会

第25回 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会

第69回 耳鼻咽喉科臨床学会総会および学術講演会

第65回 日本めまい平衡医学会総会・学術講演会

第37回 日本耳鼻咽喉科感染症研究会・第31回日本医用エアロゾル研究会

第17回 日本頭頸部外科学会

第54回 日本聴覚医学会総会・学術講演会

第17回 日本耳科学会総会・学術講演会

第20回 日本口腔・咽頭科学会

第59回 日本気管食道科学会総会ならびに学術講演会